

洲本市後援名義の使用等の承認に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う大会等の行事（以下「行事」という。）について、市の後援名義の使用及び洲本市長賞の交付（以下「後援名義の使用等」という。）の承認を行う場合の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 市長は、行事が次の各号に該当する場合、後援名義の使用等の承認を行うものとする。

- (1) 市施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
- (3) 市民一般を対象とするもの
- (4) 当該団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
- (5) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの
- (6) その他後援することが適当と認められるもの

2 前項の承認をする場合において、特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請手続)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（様式第1号）を市長あて提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の目的
- (3) 行事の実施日時又は実施期間
- (4) 行事の実施場所
- (5) 行事の主催団体名
- (6) その他必要な事項（他の後援依頼先、入場料、収支予算書、行事の実施責任者等）

2 申請書の提出期限は、原則として開催日の1か月前までとする。

(承認の通知)

第4条 市長は、第2条の承認をしたときは、承認をした旨の通知書（様式第2号）を申請者あて送付するものとする。

(内容変更及び承認の取消し)

第5条 第3条第1項申請後において、申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに市長に届出しなければならない。

2 前項に定める手続きを怠り、または第2条第1項の承認を行った後に、行事が同項各号に反することとなった場合には、当該承認を取り消すとともに、以後当該団体に対する後援名義の使用等の承認は、原則として行わないものとする。

(実施報告)

第6条 第2条の承認を受けた者は、行事の終了後、速やかに実施報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から適用する。